

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	取引ガイド（案）	全般	意見	ページ数が500ページ以上もあり、初見者にとって非常にハードルが高くなっています。まず概要が理解できる概要版等の作成をお願いしたいです。（容量市場の説明資料は、比較的理解しやすく書かれています）			取引ガイドはすべての取引会員に向けて取引規程の記載内容を補足する目的で作成しております。 目次別、商品区分別に網羅的に記載する構成としておりますので、ご確認したい内容に応じて関連するスライドをご確認いただけますようお願いいたします。 いただいたご意見を踏まえて、事業者さまの理解促進に繋がるよう今後の取引ガイドの改定等についても検討させていただきます。 現時点でご不明点等ございましたら、送配電網協議会HPに掲載の需給調整市場に関するお問い合わせをご確認のうえ、需給調整市場運営部または属地エリアの一般送配電事業者までご確認いただけますようお願いいたします。
2	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.63 別冊（二次①・一次・複合約定） P.67 第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え） 第3項	意見	差替え後の単価を差替え前以下の単価に変更する必要があるとのことだが、電源トラブルによりやむを得ず差替えを行い、結果的に差替え前よりも単価が低いユニットへの差替えとなった場合については、単価の変更を不要としていただきたい。		本件は、意図的な経済差替により不当に利益を得ることを防ぐことが目的であると認識しているため、やむを得ず電源差替えを行った場合には単価変更の対象外とすべきと思料。	電源差替え時の価格については、差替え前のΔkW約定単価以下の値で差替え後のユニットに合わせたΔkW約定単価に変更することになります。（第79回制度設計専門会合 資料3 19スライド参照） 電源差替えについては電源トラブルと経済差替えでの区別はしておりませんので、適切な価格となるように単価変更いただきますようお願いいたします。

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
3	取引ガイド（案）	454	確認	緑字の「二次調整力①のΔkW約定量、二次調整力②のΔkW約定量、または三次調整力①のΔkW約定量の最も大きいものと、当該約定結果内の一次調整力のΔkW約定量の差の合計」の箇所について、取引規程本文にも同様の記載があることは認識しており、「～の差」が示す量については理解できるが、その「差の合計」が示す意図が分からないため、記載の意図を説明して頂きたい。	現行記載の図解では当該部分の記載内容が補足されていないため、一案として、取引ガイド228ページの上段のイメージ図のように、一次に二次、三次が包含された図をお示しいただき、その中で、加算対象となる部分をお示し頂けないか。	読み手（各事業者）の疑義を避けるため	いただいたご意見を踏まえて、取引ガイドの458スライドに補足説明のスライドを追加しております。
4	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.35 第22条（確認項目） P.39 第24条（実働試験の実施方法）	確認	三次調整力②の取引規程の第3章（事前審査）や同章に 関係する取引ガイドの項目において、同規程の第22条 の確認項目では、起点は指令時と規定され、指令後の 「45分＋試験時間3時間」が性能確認の対象時間と規定 されております。一方、第24条の実働試験における実 働試験対象時間は指令前の15分間を含めた「60分＋試 験時間3時間」と規定されてり、平仄がとれておりませ んが、理由はあるのでしょうか。特にないのであれば、 表現を統一してはいかがでしょうか。			性能データとしては45分以内に供出可能量まで応動したうえで3時間以上供出 可能量の出力を継続して出力可能であることを確認します。 事前審査の具体的な実施方法については、第12回需給調整市場検討小委資料3- 2の13スライドに記載のとおり、試験時間（3時間）および直前60分間が事前審 査対象時間となります。

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
5	取引ガイド（案）	27	意見	<p>今後、専用線オンラインにて各リスト・パターン（特にアグリゲーター）による参入が検討された際は、設備形態に応じた見直しをお願いしたい。</p> <p><抜粋> 【実績データの送信期限】 専用線オンライン 当該時間終了1秒から5秒程度以内</p>		<p>専用線オンラインのアグリゲーターが各種調整力のポテンシャルになり得るため。 下記の設備形態の違いを踏まえると、専用線オンラインであっても、システム連携等の伝送遅延時間が発生し、その対策に相応のコストをかけると、調整力調達コストの上昇が懸念される。</p> <p><補足：設備形態> ・従来の発電機 中給～専用線～リソース ・アグリゲーター 中給～専用線～アグリゲーターシステム～リソース</p>	<p>需給調整市場の参入要件の緩和等の検討については、需給調整市場検討小委員会等で継続して検討中でございます。 いただいたご意見については、電力広域的運営推進機関にお伝えさせていただきます。</p>
6	取引ガイド（案）	484	意見	<p>「上記精算額に対する請求書は通知日の翌日から起算して6日以内に相手方に送付していただきます。」とあるが、連休等で営業日が少ない場合に対応が困難であるため、「6営業日以内」に変更いただきたい。</p>			<p>同月末日の支払期日までに請求された金額をお支払いする為、通知日の翌日から起算して6日以内に請求書を送付いただくこととしております。取引会員さまの請求書送付が間に合わないことが判明した場合は、都度属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。</p>

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
7	取引ガイド（案）	509	意見	<p>"「属地TSOが発行（再発行を含む）する適格請求書等で、請求書発行区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に、取引会員から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書の記載内容に同意したものとみなします。</p> <p>● 各料金を相殺した結果、属地TSOから取引会員へ支払う金額がある場合、取引会員は精算額通知書の通知日の翌日から起算して6日以内に属地TSOに対し、請求書の送付をお願いします。」とあるが、連休等で営業日が少ない場合に対応が困難であるため、「5営業日」「6営業日」に変更いただきたい。"</p>			同月末日の支払期日までに請求された金額をお支払いする為、通知日の翌日から起算して6日以内に請求書を送付いただくこととしております。取引会員さまの請求書送付が間に合わないことが判明した場合は、都度属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
8	取引ガイド（案）	249	意見	<p>商品区分ごとに1系統コードを取得する。かつ、異なる系統コードに属するパターンの中でリソースを重複して登録することができない。とあるが、これではリスト・パターンは1つの商品区分を事前に決定して参入することしかできないように読み取れる。</p>	「商品区分ごと」を削除してはどうか。	リスト・パターンを募集量を見て応札する商品区分を変更することができて良いはず。	各リスト・パターンは原則として属地エリアごと、商品区分ごと、基準値の設定方法ごとに1系統コードを取得して登録することとしております。ただし、原則外として同一のリスト・パターンを用いて、複数の商品区分で事前審査に合格していれば、合格した商品区分での入札は可能となります。
9	取引ガイド（案）	258	確認	<p>ネガボジリスト・パターンにおける小売電気事業者ごとの基準値を需給調整市場登録システムに登録いただきます。とあるが、広域計画提出における需要計画値については対応不要という認識で良いか。</p>			需給調整市場でのアセスメントおよびkWh精算を実施する為に用いる基準値については小売電気事業者単位での提出を求めています。需要計画の提出要件等については取引規程では定めておりませんので、電力広域的運営推進機関の定める計画提出の方法に準じて提出いただきますようお願いいたします。

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
10	取引ガイド（案）	227 249	意見	p.227に、「同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできません。」とあること、および、p.249の表に基づくこと、取引会員ごとに1つのエリア内で各リスト・パターンを1つずつしか取得できないことから、仮に同一リスト・パターン内のパターン番号1と2においてリソースの重複がなく、同一の時間帯においてパターン番号1、2それぞれで調整力の供出が可能な場合でも、上記制約により入札ができないことになる。については、次のとおり取引ガイドの修正を検討いただきたい。	（案1） p.224の記載について、「原則、同一の時間帯において、同一の系統コードに属する複数の各リスト・パターンを用いることはできません。ただし、各リスト・パターン番号間でリソースの重複が無い場合は上記のとおりではありません。」と修正いただく。 （案2） 取引会員ごとに1つのエリア内で各リスト・パターンを複数取得可能とする。		需給調整市場では系統コード単位に指令等を実施する為、同一の系統コードに属する複数のパターン番号を用いて同一の時間帯に約定した場合に期待した応動が得られない可能性がございます。 また、入札時のリソースの重複確認も複雑となることから同一系統コードに属する複数のパターン番号を用いて同時間帯に入札することを認めておりません。 なお、同一の時間帯に異なる商品区分に入札を希望される場合は、商品区分ごとに1系統コードを取得していただき、それぞれ各リスト・パターンを準備いただくことで入札いただくことが可能となります。ただし、異なる系統コード間でリソースの重複をすることはできません。
11	取引ガイド（案）	226	意見	「三次調整力1と三次調整力2のいずれにも入札できる需要家リスト・パターンの場合で、供出を希望する実需給日の同一の時間帯において既に三次調整力1に約定しているときは、当該需要家リスト・パターンを用いて三次調整力2の入札をすることはできないものとしませす。」とあるが、供出可能量が1,000kW以上のネガポジ型リソース（系統用蓄電池等）で、当該地点のみで系統コードを取得し、1パターンのみ登録を行う場合においても、同様の扱いになるのか。 上記のように、1つのネガポジリソースのみで1つのネガポジリスト・パターンを組成する場合は、単独発電機と同様に、応動量が明確に切り分けて評価可能な場合であることから、すでに三次調整力1に約定している場合であっても、入札量上限から三次調整力1に約定した当該リスト・パターンのΔkW約定量を差し引いた量を超えない量については、3次調整力2にも入札可能という整理にしていきたい。			揚水/蓄電池については、取引規程第61条（細目的事項）1項（1）に定めるとおり、需給調整市場の参入にあたり属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ参入方法を取り決めさせていただいております。 詳細は属地エリアの一般送配電事業者にご確認いただきますようお願いいたします。

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
12	取引ガイド（案）	54 55 56	確認	p.54,55,56における注1～注7のうち、表内の注釈と対応していないものがあるが、誤植か。その場合、表内の注釈と一致するように修正いただきたい。 なお、p.54～56に関し、需要家リスト・パターン、発電機リスト・パターン、ネガポジリスト・パターンで専用線オンラインを用いて一次調整力や二次調整力1に参入する場合の瞬時供出電力は、属地TSOと協議のうえ決定するという認識で相違ないか。			各リスト・パターンで専用線オンラインを用いて一次調整力や二次調整力①に参入する場合は、54～56スライドに記載のとおり瞬時供出電力を提出いただきます。 注2に記載の属地エリアの一般送配電事業者と協議の上決定する記載は、単独発電機で専用線オンラインを用いて二次調整力①および一次調整力に参入する場合の瞬時供出電力に関する記載になりますので注釈は一致しております。
13	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.80 第39条（アセスメント）	意見	三次調整力②の供出電力（30分）の算定について、他商品と記載の平仄を合わせて、具体的提案のとおり修正してはどうか。	□ 供出電力（30分）の算定 属地エリアの一般送配電事業者は、供出電力（30分）について、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）の規定にもとづき、受信した瞬時供出電力を30分コマごとに平均して算定する。		いただいたご意見を踏まえて、取引規程および取引ガイドの記載を修正いたします。
14	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.83 第40条（ペナルティ） 3項	意見	属地エリアの一般送配電事業者起因の場合、アセスメントⅡの不適合の対象外とする規程であるが、第36回需給調整市場検討小委資料3の36スライドでは本取扱い「当面の間」適用することで整理している。 暫定的な対応であるならば、取引規程上も「当面の間」等をつけてはどうか。			いただいたご意見を踏まえて、取引規程および取引ガイドの記載を修正いたします。

取引規程等 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	スライド条番号	申出区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
15	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.83 第40条（ペナルティ） 4項	意見	「同一提供期間に約定している商品区分相当の機能と異なる機能で余力活用に関する契約を締結している場合において」とあるが、「異なる機能で余力活用に関する契約を締結する」の意図がわかりづらい。具体的提案のとおり修正してはどうか。	「同一提供期間に約定している商品区分相当の機能と異なる機能を提供することが余力活用に関する契約の内容となっている場合において余力活用に関する契約を締結している場合において」		いただいたご意見を踏まえて、取引規程および取引ガイドの記載を修正いたします。
16	取引規程（案）	別冊（三次②・三次①・二次②） P.86 第41条（ペナルティ） 4項	意見	なお書き以降、「なお、確認した結果、取引会員が故意または過失により代替不可申請を行っていないと市場運営者が判断した場合は、取引会員が第16条（禁止行為）（14）の行為を行ったものとする。」とあるが、禁止行為の記載を41条に記載するのは違和感がある。第16条（禁止行為）に記載してはどうか。			いただいたご意見を踏まえて、取引規程の記載を修正いたします。
17	取引規程（案）	別冊（二次①・一次・複合約定） P.74 第39条（アセスメント）	意見	「余力活用供出可能量」という単語を用いて規定しているが、「余力活用供出可能量」の定義がない。「余力活用供出可能量」と「供出可能量」に違いはあるのか。			需給調整市場に参入している商品区分と余力活用に関する契約で契約を締結している商品区分相当の機能については、一致しないことを認めております。約定している商品以外の機能を余力活用に関する契約で調整力として活用する場合に実施する複合約定のアセスメントⅡにおいて、余力活用における供出可能量を用いて許容範囲の算定を実施します。余力活用供出可能量の定義については取引規程に記載させていただきます。